

土木工事等技術支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、土木工事等技術支援業務に係る契約の相手方となる受託候補者の特定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定めます。

2. 業務の概要

(1) 業務名

土木工事等技術支援業務

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 業務場所

斑鳩町都市建設部建設農林課

(4) 業務期間

契約締結日～令和9年3月15日

(5) 提案上限額

22,400,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者としします。

- (1) 斑鳩町の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 斑鳩町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第3号）又は斑鳩町物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第4号）による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 近畿圏内（2府4県）に本店（主たる営業所）又は支店（主たる営業所から本町との契約に関する一切の権限を委任されている営業所）を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人

- 及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 過去5年間に、国・地方公共団体等が発注する発注者支援業務等の同種業務に係る受注実績があること。

4. 募集内容

(1) プロポーザル実施形式

公募型プロポーザル方式とします。

(2) 募集方法

令和8年4月13日(月)から町入札掲示板及び町ホームページ上で本要領を公表し、同時にホームページ上で関係書類を配布します。

5. 質疑書の提出及び回答方法

本プロポーザルに関する質問の提出方法等は次のとおりとします。質問内容は実施要領、仕様書等に係るものや提出書類の作成に係るものに限り、審査及び受託候補者の特定に係る質問は一切受け付けません。

(1) 質疑書提出期限

令和8年4月16日(木)午後5時

(2) 質疑書記載方法

質疑書(様式6)に、質問の内容を簡潔に記載してください。

(3) 質疑書提出方法

斑鳩町都市建設部建設農林課(※12. 問合せ・提出先のとおり)に電話連絡の上、電子メールで行うこと。電子メールは1ファイルとし、件名は「土木工事等技術支援業務公募型プロポーザルに係る質問(法人名)」としてください。

(4) 質疑書回答方法

質疑に対する回答は、町ホームページにより公表します。回答期限は令和8年4月17日(金)とします。

(5) その他

質疑に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

6. 参加申込・業務実績調書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、参加申込及び業務実績調書等を以下に掲げるところにより行うものとします。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式1）

ア 入札参加資格者名簿の登録において、支店・営業所等に契約締結権限を委任している場合は、その支店・営業所等名で提出すること。

イ 印は入札参加資格審査申請で届出している届出印を使用すること。

② 会社概要（様式2）

ア 会社案内等の資料があれば添付すること。

③ 直前決算時の財務諸表

④ 業務実績調書（様式3）

ア 過去5年間の同種業務等について記載すること。

⑤ 業務執行体制（様式4）

⑥ 見積書（様式5）

ア 本業務の実施に要する事業経費の内訳について、別紙「特記仕様書」に記載の業務概要の項目ごとに記載すること。経費内訳に記載する金額は、税抜き金額とする。

(2) 提出期限

令和8年4月23日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

斑鳩町都市建設部建設農林課（※12. 問合せ・提出先のとおり）

(4) 提出方法

提出期限までに郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けません。

(5) 提出部数

正本1部、副本6部とします。

7. 審査及び受託候補者の特定方法

(1) 審査方法等

① 本プロポーザルに係る審査及び特定は、土木工事等技術支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、提案書類の内容等について審査を行い総合的に評価します。

② 審査委員会は非公開とします。

(2) 受託候補者の特定方法

- ① 提出書類の審査結果に基づいて最高得点者を本業務の受託候補者として特定します。
- ② 参加者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提出内容の審査を行い、選定の可否を決定します。
- ③ 評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、受託候補者としません。

(3) 評価基準及び配点

審査においては、業務実績及び配置予定技術者の専門性、見積額等による総合評価を実施します。審査の実施に際しての評価基準及び配点は別紙のとおりとします。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年4月下旬頃に全ての参加者に通知するとともに、町ホームページにおいて受託候補者を公表します。なお、審査の経過については一切公表しません。ただし、受託候補者特定後及び契約締結後は、参加者に対して自己の評価結果を情報提供することができます。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

8. 失格事項

プロポーザルの参加者及び提案内容について次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加者を失格とし、直ちに本業務の受託資格を失うものとします。

- ① 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 参加資格に適合しない場合
- ④ 本実施要領等において示した内容に違反又は逸脱した場合
- ⑤ 見積書の見積額が委託上限額を超える場合

9. 契約の締結

(1) 契約の締結

最高得点者として受託候補者に特定された者（参加者が1社のみを含む。）と協議を行い、内容について合意に至った場合は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の方法により契約の締結を行います。協議にあたっては、仕様や価格等の交渉を行い、受託候補者は改めて見積書を提出するものとします。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

なお、契約交渉に係る費用は、特定された者が負担するものとします。また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については改めて協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

契約保証金は、斑鳩町契約規則第19条の規定によります。

10. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提出書類の作成及び提出等に要する費用は、すべて参加者の負担とします。

- (2) 緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を町に請求することはできないものとします。
- (3) 提出書類等は返却しません。また、提出書類は本プロポーザルにおける特定のみを使用するものとし、提案者に無断での利用はしません。なお、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う場合があります。
- (4) 提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、提出書類の内容を確認するため、町から追加資料を求めた場合はこの限りでありません。
- (5) 提出書類について情報公開請求があった場合は、斑鳩町公文書の開示に関する条例（平成10年3月斑鳩町条例第1号）に基づき、公開する場合があります。
- (6) 提出書類に記載した技術者の変更は原則として認めません。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合には、本町と協議のうえ決定するものとします。
- (7) 本要領に示した書類のほかに、記載内容を証明するために必要と認められる書類の提出を求めることがあります。
- (8) 本プロポーザルの提出書類の作成のために本町から受領した資料及び知り得た情報等は、公表又は使用できません。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

11. スケジュール

実施内容	実施期間または期日（土日・祝日を除く）
公告	令和8年4月13日（月）
質疑書提出期間	令和8年4月13日（月）～4月16日（木） 午後5時
質疑回答期限	令和8年4月17日（金）
参加申込書・業務実績調書等提出期間	令和8年4月20日（月）～4月23日（木） 午後5時
結果通知・結果公表	令和8年4月下旬予定
契約締結	令和8年4月下旬予定

※ 災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合があります。この場合、参加者に速やかに連絡します。

12. 問合せ・提出先

斑鳩町都市建設部建設農林課（担当：平本・芳仲）

郵便番号 636-0198

住所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目7番12号

電話番号 0745-74-1001（内線215）

FAX 0745-74-1011

電子メール kensetsu@town.ikaruga.nara.jp

別紙

評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点
業務の受注実績		・過去5年間の国・地方公共団体等が発注した「発注者支援業務」等の同種業務の受注実績	20点
業務執行体制		・担当技術者に対するバックアップ体制等	20点
配置予定技術者の専門性	管理技術者	・配置予定技術者の資格及び業務経験等	40点
	技術員	・配置予定技術者の資格及び業務経験等	40点
見積額		・(最低見積価格÷当該者の見積価格)×30点 ※小数点以下切り捨て ※1社の応募の場合は、提案上限額を超えない範囲であれば30点とする。	30点
合計			150点